（都道府県知事等による適合施設の認定）

第十六条　都道府県知事等は、法第十七条第二項の規定により適合施設を認定するときは、その認定しようとする施設が輸出先国の政府機関が定める要件に適合することを審査するものとする。

２　都道府県知事等は、法第十七条第一項の主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務（適合施設の認定の決定に係る部分を除く。）の一部を行わせることができる。

３　前二項に定めるもののほか、都道府県知事等による適合施設の認定の手続に係る事項は、法第十七条第一項の主務大臣が定める。

４　農林水産大臣は、適合施設の認定を担当する都道府県等の部署に関する情報を取りまとめ、公表するものとする。

（登録認定機関が認定する適合施設の種類）

第十七条　法第十七条第三項の規定により登録認定機関が認定する適合施設の種類は、タイに輸出される農産物又はアメリカ合衆国、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、ナイジェリア、ブラジル若しくはロシアに輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

（登録認定機関による適合施設の認定）

第十八条　登録認定機関は、法第十七条第三項の規定により適合施設を認定するときは、当該施設が輸出先国の政府機関が定める要件に適合することを審査するものとする。

２　登録認定機関は、法第十七条第三項の規定による認定をした場合には、日本国から輸出される農林水産物又は食品が、当該認定をした施設において適正に生産され、製造され、加工され、又は流通したものであることを示す証明書を発行することができる。

３　前二項に定めるもののほか、登録認定機関による適合施設の認定の手続に係る事項は、法第十七条第一項の主務大臣が定める。

（適合施設の確認）

第十九条　法第十七条第一項の主務大臣、都道府県知事等及び登録認定機関は、同条第四項の規定による確認をするときは、当該適合施設が第十四条第二項、第十六条第一項又は第十八条第一項の要件に適合することを審査するものとする。

２　法第十七条第一項の主務大臣及び都道府県知事等は、当該主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務の一部を行わせることができる。

３　登録認定機関は、法第十七条第四項の規定による確認をした場合には、日本国から輸出される農林水産物又は食品が、当該確認をした施設において適正に生産され、製造され、加工され、又は流通したものであることを示す証明書を発行することができる。

４　前三項に定めるもののほか、法第十七条第四項の規定による確認の手続に係る事項は、同条第一項の主務大臣が定めるものとする。

（適合施設の認定等の報告）

第二十条　法第十七条第六項（法第三十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、法第十七条第一項の主務大臣が定める様式を用いて、一月以内に当該主務大臣に提出しなければならない。

２　前項の規定による提出を登録認定機関が行う場合にあっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（第二十二条第三項及び第三十条第二項において「センター」という。）を経由して行うものとする。

（適合施設の認定手数料）

第二十一条　令第四条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

一　タイに輸出される農産物、アメリカ合衆国、アルゼンチン、欧州連合の構成国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、タイ、台湾、ブラジル若しくは香港に輸出される畜産物、アメリカ合衆国若しくは欧州連合の構成国に輸出される水産物又は英国若しくは欧州連合の構成国に輸出される飼料　二万九百円

二　前号に掲げる施設認定農林水産物等以外の施設認定農林水産物等　一万四百円

（登録認定機関の登録の申請）

第二十二条　法第十八条第一項の登録（以下単に「登録」という。）の申請は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一　登録認定機関として行う登録に係る業務の内容が次のいずれかに該当すること。

イ　法第十七条第三項の認定及び同条第四項の確認を行うものであること。

ロ　法第十七条第三項の認定及び同条第四項の確認（農林水産物又は食品に関する残留物質の検査その他の必要な検査（ハにおいて「残留物質等検査」という。）を伴うものを除く。）を行うものであること。

ハ　法第十七条第四項の確認（残留物質等検査に関するものに限る。）を行うものであること。

二　登録認定機関として行う登録に係る業務の対象が、第十三条各号に掲げるもののいずれか一の農林水産物又は食品の全部又は一部であること。

２　登録の申請は、法第十八条第一項の主務大臣が定める申請書に、当該主務大臣が定める書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、当該主務大臣に提出して行うものとする。

３　前項の規定による提出は、センターを経由して行うものとする。

（登録認定機関の登録手数料）

第二十三条　令第五条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

一　前条第一項第一号イに規定する業務を行う登録認定機関が法第二十条第一項第一号の認定等（以下単に「認定等」という。）を行う施設認定農林水産物等　十四万五千円

二　前条第一項第一号ロに規定する業務を行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等　十一万八千七百円

三　前条第一項第一号ハに規定する業務を行う登録認定機関が確認を行う施設認定農林水産物等　一万五千百円

２　前条第一項第一号ロに規定する業務を行うものとして登録を受けた登録認定機関が、同号イに規定する業務を行う登録認定機関として登録を受けようとする場合（登録認定機関として行う登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第五条の主務省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、二万六千三百円とする。

３　前条第一項第一号ハに規定する業務を行うものとして登録を受けた登録認定機関が、同号イに規定する業務を行う登録認定機関として登録を受けようとする場合（登録認定機関として行う登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第五条の主務省令で定める額は、第一項の規定にかかわらず、十二万九千九百円とする。

（登録認定機関の業務を適確に行うための基準）

第二十四条　法第二十条第一項第一号の主務省令で定める基準は、登録認定機関として行う登録に係る業務を適確に行うために必要な体制が整備されていること、業務手順が定められていることその他の第二十二条第一項第一号イからハまでに規定する業務の内容ごとに法第二十条第一項の主務大臣が定める事項に適合していることとする。

（登録に関して必要な手続）

第二十五条　法第二十条第二項の登録台帳は、同条第一項の主務大臣が定める様式によるものとする。

２　登録台帳には、法第二十条第二項各号に掲げる事項のほか、第二十二条第一項第一号イからハまでに規定する業務の内容及び登録認定機関が認定等を行うことを認めている輸出先国を記載するものとする。

３　法第二十条第三項の主務大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（登録認定機関の登録の更新）

第二十六条　第二十二条、第二十四条及び前条の規定は、登録の更新について準用する。この場合において、第二十二条第二項中「書類」とあるのは、「書類（登録の申請時に当該主務大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。